

告190-3
(告190-2の反訳)

山内：よく、それは、あれですけど、このプロポーザル（不明）・・・

野村：求めているんです。あなたはね、あなたがやってることはね、卑怯なことじゃないんですか？ 相手がね、その言葉の意図をね、ちゃんと説明してね、その上でね、それでもあなたがね、気分を害するんだったらね、謝るしね、撤回しますよと。ね、そこまでね、やってるにもかかわらずね。それをね、後からね、僕のいない所でね、僕があたかもそういう人間であるかのように強調して、黒幕という言葉だけをね、強調して使う、それは卑怯なことじゃないんですか？

山内：そういう人間って、野村さんも、その人格とかなんか、そんなこと言ったわけじゃなくて、野村さんはそういうふうには黒幕がいるっていう、そういうスタンスが頭の中にあるから、だから、公募期間も短いとか、あの第2回目の公募期間が長くしたとか、2回目はその正月かけて短かったとかって、そういうな説明をするために、その言葉を使った。

野村：黒幕の意図は、僕は・・・

山内：疑っているということを言いたかったんです。

野村：その当日に、僕はね、黒幕を使った意味を説明してますよね？ あなたおもんばかってね、どちらかと言うとね、あなたをおもんばかってね、言ってることなんですよ、とね。組織というのはね、組織というのはね、誰が悪いとか言っていないよ。宮内さんが悪いとね。金さんがどうだ、とか言っていない。そういう、組織って、そういうところがあるから。延々と、脈々と、受け継がれたね、伝統があって、それに基づいて、なんとなくやってることだってあるから。そういうのを含めて黒幕と一般的な言葉として使ってるに過ぎないんですよ。だから、「悪気がない」と言ってるでしょ？ そこまで明確にしてるにも関わらずね、僕はそういう、黒幕・・・何なんだ・・・何か思いつきでね、思い込みで・・・多分、なんか、ものすごい先入観を持ってね、悪く言ってるかのようなね・・・

山内：疑惑と背任の疑いがあるっていうふうには書いてるでしょ。だから中身ですけど、

野村：それは国語の問題です。国語の問題、もう1回言いますね。国語の問題なんでね。さっきも言ったようにね、断定していいことと、悪いことがあるんです。報道の世界では。これ報道というのはね、今はね、インターネットとか、

告190-3
(告190-2の反訳)

出てきてね。もう一般の人でも、報道できる時代になってるからね。当然、それは、一般人でも気を付けないといけないことだね。人様をね、悪く言う言葉というのはね、使うときには、当然、その理由を添えないといけないしね。理由を添えてあろうがなかろうがね、それに対してはね、断定は、しちゃいけないんですよ。特にね、刑法に触れるようなものであればね、最終的に

山内：(不明)

野村：喋ってる。

野村：(不明)

野村：喋ってる。人が喋ってるときはね、黙る。最終的に決めるのはね、裁判所というね建前があるからね、決して保護期間はね、断定はしないんです。『何々か』と、『疑惑か』と、『背任か』と、『何々の疑い』って言葉を付けるんですよ。必ず。それはね、当然ね、少なからずね、ある程度の証拠を添えた上でですよ。報道機関が、ある程度、証拠を添えたうえで、「これなんか背任と言われてもしょうがねえよなあ」と、裁判所がどう判断するかはさておきね、「ここまでの証拠があるんだったらね、これ犯人と言われてもしょうがないよなあ」と、だから『背任疑惑』と書くのがね、セオリーなんですよ、報道の。当たり前書き方なんですよ。それはね、直接証拠はないけど、間接情報に基づいてね、そう疑われてもしょうがないね、証拠の積み重ねの上でね、「背任と言われてもしょうがないよなあ」と、ただ断定できないから、『疑惑』を付けるんですよ。そういうお約束があるんですよ、報道の中には。納得しました？

山内：ぜんぜん。

野村：あなたは、多分わかんないよ。きっと。感情的になってるから。どうぞ。

小林：野村さん、それでさ、これ開くのはいいけども、開くたびに、その前回、ああ言った、こういった・・・

野村：これで終わりですよ、これで終わりですよ、

小林：まったく先に進まないですよ。

告190-3
(告190-2の反訳)

野村：だってね。最初に何度も言ってる通りね、なんでね、ここで3回もね、やる必要があったのかですよ。ここで小林さんにお尋ねしますけどね。小林さんが委員長だったときの話しだったんでね。何だ、記録も取らない。打ち合わせしたときの記録も取らない。議事録もね、まともに、まともなもの、僕が見る限り、まともに取れてると思えない。概略しか取ってない。これね、チセヌプリのとき、調べるときは、まだ証拠がちゃんとあったんですよ。あなた方はね、文書を記録として残してたんですよ。それをね、あなた方がね、今年になってね、後退してるんですよ。情報ね、情報公開とかね、その行政の透明化ってのはね、どちらかという、と、どんどん進んで、昭和の時代に何も見せないのが当たり前だった時代からね、これも出さなきゃ、あれも出さなきゃ、というふうにな、どっちかという、と、どんどんね、民主的な方向、チェックされる側、あなた方はね、管理する側じゃなくて、チェックされる側にね、段々シフトせざるを得ない状況になってるんですよ。でもこれね、この Web のことで感じるのはね、あなた方、後退してるんですよ、文章ね、文書の保存を。でね、これ、すごいね、大事なことなんでね。これね、さっきチセヌプリのね。委員会がね、出したね、実施機関に対する意見、一番最後のところにね、書いている文章がありますよ。プロポーザルの広報についてはね、もちろん、法律の中では、著作権とか、所有権とかね、いろんな定義はあるけれどもね。表面的な条文としてはね、出さないことが、情報公開の非開示とすることがあることを容認してるんですよ。それに対してね、専門委員、これ素人の言葉じゃないですよ、ちゃんとプロがね、ちゃんと分かった人が書いている文章ですよ。でね、町が行う企画提案型のプロポーザルになって、法人等から提出される企画提案書等は、公募する時点で、その権利・取り扱いを整理し、それを明示した上で、提出を受けるべきであったと考える、と。つまり、あとからね、出す出さないと、言われるんじゃないでね。当然ね、あなた方のお金だったらどうでもいいけど、人様のお金で買い物するんだったらね、それはフェアな買い物であったかどうかをね、見せるためにね、この3社があって、この中でこれを選んだんですよ、っていうのをね、ね明らかにするのは当たり前のことであってそれをね、いやこの業者が嫌だと言ったから出さないんだってことをね、真っ黒にしてたらね、これが本当にそうね。フェアに行われたかどうかを、民主的にね、評価することが不可能なんですよ。これは。不可能なんです。この黒塗りに、のり弁にされちゃうと、しかも、あなた方、一社しか出そうとしないし、理由もなくね。これ当然ね、ちゃんとしたプロポーザル公募を行うのであればね、これもらったものはね、不採択になっても公開しますよと、いうことをね、取りなさいと。取るべきであるということはね、これ第三者委員会がね、出してるわけですよ。一番最後のところに、これ方向性ですよ。実際ね、民間のね、大小いろいろありますけどね、基本的にね、あの公募はね、全て開示するというや

告190-3
(告190-2の反訳)

り方をとっているところだってありますよ。隣町だってやっていますよ。あなた方は後退してるんですよ。どうするんですかね。去年、あそこまで僕がチセヌプリの事で時間使ってね、今年ね、僕もこんなに細かくチェックしてるわけじゃないけどね。たまたまね、たまたま Web サイトのリニューアルがあって、見に行ったらね、びっくりするような、「こんなこともやらないの?」と、「いくら払ったの?」「600何十万払ってる」と、「そんなに払って、こんなこともやらないの?」かということがね、出てきたからね。出てきたから、調べてたらね、ね、あなた方は、思いっきり後退してるんですよ。「業者は業者がね、見せるな、と言ったから見せない」と。でもそんなことやってたらね、打ち合わせの段階でね、ある程度、話を決めて、「お前とこでね」。一般論の話ですよ、あなたがやるとね、決めつけてるわけじゃない。一般論、むかし、昭和の時代には、それが当たり前だった。事前に、入札前の段階で、話をしてね、「よし、今回はお前に落としてやるよ」と、もう決めてしまった後でね、体裁を取り繕うと、民主的にね。入札という体裁を取り繕うためにね、談合してね、他の会社が入ってね、それで、いかにも民主的に決まったかのように見せて決めるということはね、昔は当たり前のようであった。今がそうだとってない。あなた方が今やってるウェブがそうだとってない。ただね、それはね、真っ黒にされたりね、議事録を何も残さなかったらね、隠してると思われるのは、しょうがないんですか。